

タダモバイルサービス規約

株式会社モバイルキャスト

当社が契約者に対し、タダモバイルサービス内容の追加または変更のご案内または緊急連絡のため、前条に定める通知を行う場合。

当社が契約者に対し、月額料金等及び通話料等を請求するため、契約者の保有するタダモバイル端末につき、キャリアから発行される利用明細情報を用いる場合。

当社が商品開発等の目的でタダモバイルサービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する場合。

法令の規定に基づき、利用または提供する場合。

契約者から事前の同意を得た場合。

第7条（契約者情報の変更）

1. 契約者は、タダモバイルサービスの適正な運用の確保のため、氏名、住所、または連絡先等の契約者情報に変更を生じた場合は、速やかに当社に通知するものとします。
2. 契約者が、前項に記載する変更後の氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が契約者の変更前の氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等の通知は、全て契約者に対して発送した時点において到達したものとします。

第8条（サービス利用範囲）

タダモバイルサービスの利用範囲はキャリアの提供するデータ定額プランのサービスエリアとします。当該サービスエリア外、及び日本国外でのご利用はできません。

第2章 申込及び解約

第9条（タダモバイルサービスの申込み方法）

1. タダモバイルサービス契約の申込みは、当社の定める方法によりレンタル携帯事務局へ申込の申告をし、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成十七年法律第三十一号)に定める本人確認書類を含む当社の定める添付書類を当社へ提出する方法で行うものとします。
2. 契約者は、タダモバイルサービス契約の申込みと同時に本人確認書類を当社の定める方法により、送付するものとします。当社にて本人確認書類の到着が確認できない場合には、当社はタダモバイルサービス契約の申込みを拒否することができるものとします。
3. タダモバイルサービスの申込内容に虚偽の申告・記載その他、申込にあたり申告・記載された連絡先電話の不通またはその記載住所に宛てた当社からの郵便物の不達等があった場合、タダモバイルサービスを利用停止または契約解除させていただく場合があります。
4. タダモバイルサービスは、電話番号ポータビリティ制度を利用した申込みはできないものとします。

第10条（契約申込みの承諾）

1. 当社は、タダモバイルサービス契約の申込みがあったときは、原則受け付けた順序に従って当社の定める審査を通過した場合に限り承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込の承諾を延期することがあります。
3. 当社は、前二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

タダモバイルサービス契約の申込みをした者が、タダモバイルサービスの料金その他当社に対する債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。

タダモバイルサービス契約の申込みをした者が、迷惑メール、架空契約等タダモバイルサービスの不正利用を行うおそれ等があり、当社がタダモバイルサービスを提供することがふさわしくないと判断するとき。

その他、キャリアが定める約款に記載のある事項に該当するとき。

第11条（契約の単位）

1. 当社は顧客種別ごとに次の各号に定める回線単位を上限とし、タダモバイルサービスの申込を受け付けるものとします。

個人名義による申込：1個人名義あたり1回線

法人名義による申込：1法人名義あたり5回線

2. 前項の規定にかかわらず、事前に当社が別途定める審査規定に基づき当社の承認を得た場合はその限りではないものとします。
3. 当社は契約者に対し前項に定める審査規定について、その規定内容は理由の如何を問わず一切開示しないものとします。

第12条（タダモバイル端末の引渡、返却）

1. 当社は、前条により承諾する契約者へタダモバイル端末を貸与するものとします。
2. 契約者は、タダモバイルサービス契約の終了に伴いタダモバイル端末を当社に返却するものとします。
なお、契約者は、タダモバイル端末返却時にタダモバイル端末内のメモリー等（保存されたデータ、メモリアルダイアル、通信履歴（メールの受発信履歴を含む）、音声、画像等）を必ず消去した上で当社に返却するものとします。万一、タダモバイル端末にご利用中のメモリー等が残ったまま返却され、当該情報が第三者に漏洩した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第13条（タダモバイル端末の盗難、紛失）

1. 契約者が、タダモバイル端末を紛失（盗難を含む）した場合、直ちに第17条（お問い合わせ窓口）に定めるレンタル携帯事務局に申し出るものとし、当社は速やかに回線停止手続きを行うものとします。
紛失（盗難を含む）後、回線停止までに発生した通信も契約者が使用したものとし、【別紙】に定める規定にて算出したタダモバイルサービス月額料金を契約者は支払うものとします。
2. 契約者が、タダモバイル端末を紛失（盗難を含む）により、当該タダモバイル端末の継続利用不可となった場合【別紙】に定める端末代金相当額の支払を要するものとします。
3. タダモバイル端末を紛失（盗難を含む）した場合でも、前項に定める金額を支払うことで新たなタダモバイル端末の貸与を受け、タダモバイルサービスを利用できるものとします。

第14条（解約等）

1. 契約者が、タダモバイルサービス契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ第17条（お問い合わせ窓口）のレンタル携帯事務局に当社所定の解約書（以下「解約書」といいます。）により通知のうえ、当社の承諾を得るものとします。なお、当社は、解約書及びタダモバイル端末が当社に到着した日をもってタダモバイルサービス契約を解約し、その利用を停止するものとします。
2. 契約者が自己の都合により利用期間満了前にタダモバイルサービス契約を解約する場合、契約者は契約解除料として利用期間の残存期間に1,050円（税込）を乗じた金額を当社に支払うものとします。

第3章 利用方法等

第15条（利用責任）

1. 契約者は、タダモバイルサービスを使用して行った自己の行為及びその結果について、責任を負うものとします。
2. 契約者が、タダモバイルサービスを使用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与える行為を行わないものとします。
3. タダモバイルサービスにおいては、キャリアの提供するサービスのうち、当社の指定する一部のサービスが利用できないことを契約者は確認するとともに、これを予め承諾するものとします。

第16条（禁止事項）

契約者は、タダモバイルサービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

申込に当たって虚偽の事項を記載する行為

第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為

受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメールを送信する行為

受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはその虞のあるメールを送信する行為

タダモバイル端末を、第三者に譲渡・貸与または販売する行為

当社が指定する方法によらず第三者の運営する携帯電話取扱い店舗等でプラン変更・タダモバイルサービス契約解除及び端末返却等する行為

タダモバイル端末以外の端末に USIM カードを挿入し使用する行為
法令もしくは公序良俗に反し、または、他人の権利を著しく侵害する行為
前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為

第 17 条（修理時の取扱い）

1. タダモバイル端末が故障またはその理由の如何を問わず破損・水没等により毀損したときは、当社所定の書面に当該故障・毀損したタダモバイル端末を同封のうえ、修理申込を行うものとします。なお、修理申込に要する送料等は、契約者の負担とします。
2. 前項の修理に要する費用は、その実費を契約者が負担するものとし、利用料金と合算のうえ請求するものとします。ただし、毀損が著しくタダモバイル端末の修理をすることができない場合、【別紙】に定める端末代金相当額を請求するものとします。なお、当該タダモバイル端末の代替機はございませんので、予めご了承下さい。
3. 当社は、タダモバイル端末の修理に付随するメモリー等の消去等に関する損害を契約者に対して一切負担しないものとします。
4. 当社は、修理の完了したタダモバイル端末を契約者へ当社指定の方法により返送するものとします。なお、送料は当社の負担とします。

第 18 条（機種変更等）

1. タダモバイルサービスは、タダモバイル端末の機種変更をできないものとします。
2. タダモバイルサービスは、契約者による料金プランの変更はできないものとします。

第 19 条（お問合せ窓口）

契約者は、タダモバイル端末に関するお問合せ、修理等のアフターサービスを必要とする場合、下記のレンタル携帯事務局へ連絡するものとします。

記

【レンタル携帯事務局】

0 1 2 0 - 9 5 8 - 4 4 0

受付時間 9：00～19：00（土日祝日除く）

年末年始など一部お受けできない期間もございます。

以上

第 4 章 料金支払等

第 20 条（月額料金）

1. 契約者は、タダモバイルサービス契約に基づいて、利用期間中、月額料金として【別紙】に記載の金額を当社の指定する方法により当社指定の金融機関へ支払うものとします。
2. 契約者は、利用期間において第 23 条（タダモバイルサービスの利用停止）に定めるタダモバイルサービスの利用停止等により、タダモバイルサービスを利用することができない状態が生じたときであっても、月額料金の支払いを要するものとします。
3. タダモバイルサービスの起算月における月額料金は、無料とします。また、タダモバイルサービスの解約月における月額料金の支払いは、当該月額料金の全額を契約者に請求するものとします。

第 21 条（通話・通信料金等）

契約者は、本規約に基づいて利用したタダモバイルサービスに応じて、【別紙】に記載の料金等を当社指定の方法により当社指定の金融機関へ支払うものとします。

第 22 条（延滞利息）

契約者は、タダモバイルサービスに関する料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払い日の前日まで年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

第 23 条（未払い時の通知等）

1. 当社は、契約者が、タダモバイルサービスに関する料金等について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、その請求を契約者に書面、電子メール等当社の指定する方法で通知します。
2. 前項にかかわらず、契約者が料金を支払わない場合、当社は契約者情報を、当社が提携する債権回収会社に提供し、その回収を依頼することがあります。なお、契約者は当社による債権回収会社への契約者情報の提供を予め承諾するものとします。
3. 前項の事由により当社または債権回収会社が契約者を訪問集金した場合には、契約者は、当該集金に要した費用を支払うものとします。

第 5 章 利用停止及び解除

第 24 条（タダモバイルサービスの利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、そのタダモバイルサービスの利用を停止することがあります。

契約者が、第 16 条（禁止事項）に該当する行為を行ったとき。
月額料金及び通話・通信料金等のタダモバイルサービスに係る一切の料金の支払いが当社の定める支払い期日より 2 ヶ月間遅延したとき。
本規約の規定に違反すると当社が判断したとき。
契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
契約者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、または、第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき
著しく高額な通話・通信料金の発生により当該料金が未回収となるおそれが高い、と当社が判断したとき。
その他当社が契約者に対してタダモバイルサービスを提供することが不相当と判断したとき。
前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由により当社の業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定によりタダモバイルサービスの利用を停止するときは、あらかじめ、その理由、利用を停止する日を書面、電子メール等当社の指定する方法で契約者に通知します。ただし、契約者が第 16 条（禁止事項）に該当する場合または緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 25 条（当社が行うタダモバイルサービスの解除）

1. 当社は、契約者が第 16 条（禁止事項）に該当する場合は、直ちにタダモバイルサービス契約を解除することができるものとし、この場合、契約者は【別紙】に定める違約金を、当社へ支払うものとします。
なお、この場合、当社に損害あるときは、その損害の請求は妨げられないものとします。
2. 当社は、前条による利用停止の原因となる事実を契約者が解消しない場合には、タダモバイルサービス契約を解除する場合があります。
3. 前項の場合において、当社が契約者とのタダモバイルサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし、契約者が第 16 条（禁止事項）に該当する場合または緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 前各項の定めにかかわらず、当社は、タダモバイルサービス契約を 2 ヶ月前の書面による通知により解除できるものとします。

第 6 章 雑則

第 26 条（損害賠償）

契約者は、携帯電話の不正利用等自己の責めに帰すべき事由により、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に損害の賠償を請求するものとします。

第 27 条（免責）

1. 当社が契約者に対して負う責任は、本規約に規定するものが全てであり、これを超えて、契約者がタダモバイルサービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害(財産的損害か非財産的損害かを問わない)について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。
2. 当社は、利用期間経過後もタダモバイル端末を引き続き使用することに伴う契約者に生じる損害を一切

負担しないものとします。

第 28 条（請求業務）

タダモバイルサービスにかかる月額料金、通話料等の一切の料金につき、当社が委託する委託先より契約者へ請求するものとし、契約者はこれに予め同意するものとします。

第 29 条（有効期間）

本規約に基づき提供されるタダモバイルサービスの有効期間は、利用期間に応じるものとします。なお、有効期間満了前にタダモバイルサービス契約が終了する場合、当社は契約者へ 2 ヶ月前までにタダモバイルサービスの終了を通知します。

第 30 条（合意管轄）

当社と契約者との間で訴訟の必要を生じたときは、東京地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（適用関係）

タダモバイルサービスの個別の各サービス内容につき本規約に定め無き事項は、キャリアの定める電気通信サービス約款等に準じて取扱うものとします。

制定日 平成 22 年 3 月 1 日

改定日 平成 22 年 6 月 1 日

【別紙】料金支払

1. タダモバイルサービス月額料金

利用期間 1 ヶ月目：0 円

利用期間 2 ヶ月目以降

- ・通信量が 1 パケット未満の場合：0 円
- ・通信量が 1 パケット以上の場合：4,980 円（税込）

2. 前項に記載のない通話・通信料金についてはキャリアの提供する「データ定額ボーナスパック（データ定額プラン）」の通話・通信料金に準ずるものとします。

【別紙】 端末代金相当額

1. 端末代金相当額：24,000 円（税込）
2. 付属品代金相当額
 - USIM カード：1,995 円（税込）
 - U S B 延長ケーブル：1,050 円（税込）

【別紙】違約金

契約者は、該当1回線あたり100,000円(税込)の違約金の支払を要するものとします。